



事 務 連 絡
令和 2 年 5 月 2 2 日

各市町村教育委員会教育長 }
各 教 育 事 務 所 長 } 様

埼玉県教育局市町村支援部小中学校人事課長

新型コロナウイルス感染症拡大防止等に資する教職員の勤務等について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策として、各市町村教育委員会へ自宅勤務や時差出勤の活用をお願いしてまいりましたが、県立学校人事課より教県第128-2号「「新型コロナウイルス感染症拡大防止等に資する教職員の勤務等について（通知）」の一部変更について（通知）」（令和2年5月22日付け）が発出されました。

各市町村教育委員会におかれましては、地域や学校の実情に合わせ、校長は教育活動に支障のない範囲であれば、引き続き自宅勤務及び時差出勤を命じることができることとします。

なお、運用期間については、県立学校同様分散登校や時差登校の措置を取っている期間に限ることとし、通常登校となるまでの期間としますが、今後の状況により、期間が変更される場合は、改めて通知します。

担 当：人事・学事担当 菅

電 話：048-830-6939

E-mail：a6930-03@pref.saitama.lg.jp

教 県 第 1 2 8 - 2 号

令 和 2 年 5 月 2 2 日

各市町村教育委員会教育長
各 教 育 事 務 所 長 } 様

埼玉県教育委員会教育長

「新型コロナウイルス感染症拡大防止等に資する教職員の
勤務等について（通知）」の一部変更について（通知）

標記の件については、令和2年4月28日付け教県第84-1号「新型コロナウイルス感染症拡大防止等に資する教職員の勤務等について（通知）」に基づき、各学校において、積極的な対応をお願いしたところです。

このたび、6月1日（月）から段階的に県立学校を再開することに伴い、自宅勤務及び時差出勤の運用期間を通常登校が再開されるまでとしますので、学校の実情に応じて適切な対応をお願いいたします。

なお、運用期間が変更される場合は、改めて通知します。

担 当：県立学校人事課 学事担当

電 話：048-830-6735